

事 務 連 絡

平成 24 年 1 月 31 日

保険薬局 様

兵庫県国民健康保険団体連合会

一次審査における突合審査の実施について（通知）

平素は、本会の業務運営につきまして、格別の御理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記審査につきましては、従来紙審査であったことから単月審査とならざるを得ませんでしたが、平成 23 年 10 月から導入の国保総合システム環境において、電子レセプト（オンライン・磁気媒体）を対象に、一次審査における突合審査の実施準備が整いました。

つきましては、下記のとおり実施いたしますので、ご連絡申し上げます。

なお、実施に当たりましては、兵庫県医師会及び兵庫県薬剤師会と調整済みであることを申し添えます。

記

1 突合審査

(1) 対象

医科レセプトと調剤レセプトの双方が電子レセプト（オンライン及び磁気媒体）。ただし、当分の間は、調剤レセプトが原則 1,500 点以上のもの。

【突合審査の対象としないもの（一次審査）】

- ・ 15 歳未満の小児の医科レセプト
- ・ がん、難病の診断名がある医科レセプト

(2) 概要

適応のない医薬品が処方されていないかを突合審査します。

ア 当月請求分について、同一診療（調剤）月の医科レセプト及び調剤レセプトを突合します。

イ 調剤レセプトの医療機関番号、被保険者証番号、生年月日、性別、調剤レセプトの処方せん発行保険医療機関コードを用いて、医科レセプトと調剤レセプトを突合します。

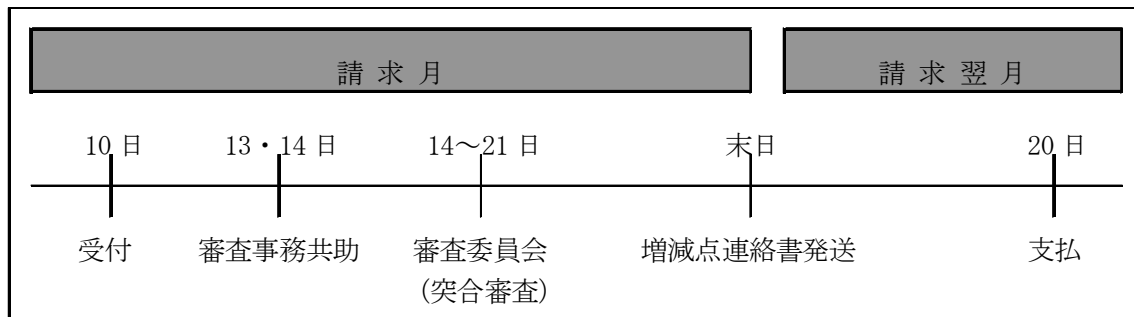
ウ 医科レセプトの傷病名と調剤レセプトに処方されている医薬品の適応傷病名について、コンピュータ上でお互いの傷病名が合っているかどうかを突合します。

(3) 結果連絡及び支払

ア 審査結果は、増減点連絡書の「補正・査定後内容」欄に、査定となった医薬品が表示されます。また、突合審査による査定については、「補正・査定後内容」欄に「突合点検 突合点検結果連絡書の内容を含む」と表示されます。

イ 査定が生じた場合は、当該請求月分の保険医療機関合計支払額から減額します。

2 一次審査における突合審査の日程について



3 実施時期

平成 24 年 3 月審査から

4 その他

問い合わせ先について、不明な点がございましたら、担当係（下記参照）へお問い合わせください。

<担当>

業務管理部審査事務共助指導課審査管理係

T E L 078-332-9527

【問い合わせ先】

担当課・係名	ダイヤルイン	担当地区
調剤係	078-332-9548	全地区